



JAの遺産整理



JA/JA神奈川県信連



相続手続でお困りの方へ

目 次

- はじめに ————— P2
- 遺産整理とは ————— P3
- 相続にともなう諸手続 ————— P4
- 法定相続について ————— P5
- 協議による遺産分割 ————— P6
- 遺産整理のしくみ ————— P7～P9
- おもな必要書類 ————— P10
- 費用のご案内 ————— P11

遺産相続の手続は、
専門的な知識や多くの手間と時間を要するものです。
ご家族は悲しみにくれるなか、
大切な財産をどのように分割し、どのように手続したら良いかなど、
さまざまな相続手続に対応しなければなりません。
また、遺産の分割にあたっては、
納税とその負担の問題も考慮する必要があります。

JAの「遺産整理」は、
このように手間と時間のかかる相続手続について、
相続人のみなさまのお手伝いをいたします。

ぜひともJAへご相談ください。

遺産整理業務は、このような方にお勧めします

相続手続が煩雑で、何から手をつけてよいかわからない方

慣れない相続手続にお困りの方

ご多忙で遺産の名義変更などの手続ができない方

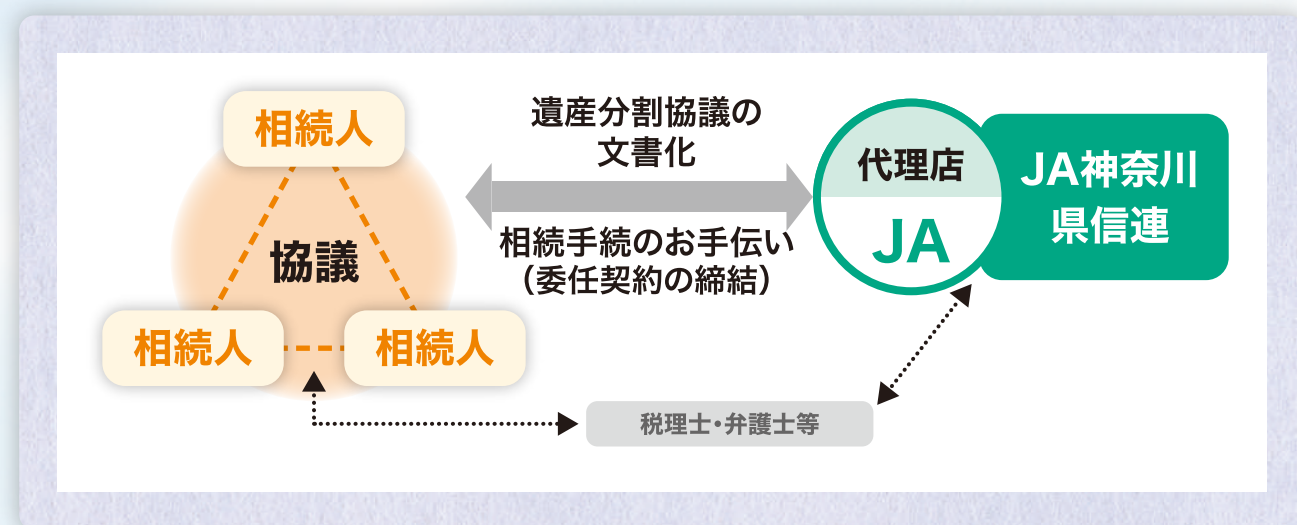
みなさまの 相続手続をお手伝いいたします

ご家族の中心であった方が亡くなられ、葬儀等がひと段落したと思ったら、今度は、遺産を家族の方々にどのように配分したら良いのか。相続に関するさまざまなことを先頭に立って考えなければならない方には、大きな負担なのではないでしょうか。

「先祖代々受け継いできた農地や財産を、どのように承継したらいいのか。」
「家族だけで相談するには、相続に関する知識もあまりないので不安だ。」
こうした不安をお持ちの方に、JAの「遺産整理」をお勧めいたします。

JA神奈川県信連の財務コンサルタントが、遺産分割協議の文書化をはじめとして、各種財産の名義変更、納税資金のご相談まで、責任をもってみなさまのお手伝いをさせていただきます。

まずはみなさまの身近なJAまでご相談ください。



相続では、次のようなお手続が必要になります

	葬 祭	相続手続	税金・法律
	相続の開始		
1か月以内	● 通夜・葬儀 ● 初七日法要など	● 死亡の届出 ● 戸籍(除籍)謄本の取り寄せ ● 社会保険への埋葬料の請求 ● 国民年金、健康保険の切り替え ● 生命共済(保険)金の請求 ● 高額医療費の還付請求	● 遺言書の検認を家庭裁判所に申立て(公正証書遺言、および2020年7月10日以降、法務局の保管制度を利用した自筆証書遺言の場合を除く)
3か月以内	● 四十九日法要など ● 納骨 ● 香典返し	● 遺産・債務の把握 ● 法定相続人・受贈者の確定	● 相続の放棄または限定承認を家庭裁判所に申述、申立て
4か月以内		● 遺産や債務の調査・確定 ● 遺産の評価・鑑定 ● 事業継承の検討	● 所得税の準確定申告(納税・還付)
10か月以内		● 遺産分割協議書の作成 ● 不動産の所有権移転登記 ● 預貯金・株式などの名義変更	● 納税猶予の申告 ● 相続税の申告・納税

※相続税の申告期限内に遺産分割協議の合意を済ませ、相続税の申告を済ませておかないと、小規模宅地等の評価上の軽減措置、配偶者の税額軽減、相続税の納税猶予等、相続税法上の特例を使えないことがあります。



遺産の分割にあたっては、
民法の相続に関する規定を理解しましょう

法定相続分

民法で定められた遺産相続ができる人のことを「法定相続人」といいます。
それぞれの相続人が財産を受け継ぐ割合を相続分といい、民法では、法定相続人が取得する財産の割合を定めており、この割合を「法定相続分」といいます。
遺言によって相続分の指定がある場合は、「その指定」に従うのが原則となりますが、遺言がない場合は、この「法定相続分」が基準となります。

◎法定相続分と遺留分の一覧表

続柄	配偶者	子	直系尊属	兄弟姉妹
配偶者と子	1/2(1/4)	1/2(1/4)		
配偶者と直系尊属	2/3(1/3)		1/3(1/6)	
配偶者と兄弟姉妹	3/4(1/2)			1/4(なし)
配偶者のみ	全部(1/2)			
子のみ		全部(1/2)		
直系尊属のみ			全部(1/3)	
兄弟姉妹のみ				全部(なし)

※カッコ内は遺留分を表示しております。

遺留分

兄弟姉妹以外の相続人について、その生活保障を図るなどの観点から、最低限の取り分を確保する制度です。遺留分を侵害された相続人は、被相続人から多額の遺贈または贈与を受けた者に対して、遺留分侵害額に相当する金銭を請求することができます。

寄与分

相続人の中に労務の提供や療養看護等により、財産の維持や増加に特別に寄与した人がいた場合、遺産分割にあたって一定の寄与分相当を遺産から優先して配分することができるものです。

特別受益

相続人の中に結婚資金や生計の資本(住宅購入資金等)を生前贈与してもらった人がいる場合など、これを相続財産に加えて各相続人の相続分を計算するものです。

特別寄与料

相続人以外の親族が、被相続人の療養看護等を行った場合、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭の支払いを請求することができる仕組みです。



相続財産をどのように配分するかは、
相続人全員の協議と合意が必要です。

1 遺産の範囲・財産の確定

「遺産分割の対象となる財産はどれか。」
「この財産の価額はいくらか。」
ということを確定させなければなりません。

2 寄与分・特別受益の調整

遺産分割協議のときに相続人全員の合意により、寄与分および特別受益を考慮した分割を行うことがあります。

3 遺産の分割協議

相続人の年齢、職業、心身の状況、農業の承継その他一切の事情を考慮して、遺産の分割協議を行うこととなります。
この場合、農業後継者にまとまった農地を配分すること等の配慮が必要となる場合があります。

4 遺産分割協議書の作成

具体的に「だれが何を取得し、負担するか。」などの相続人全員が合意した内容を書面にします。
相続人全員が署名、実印を押印し、遺産分割協議書を作成します。



遺産整理のしくみ

遺産分割のご相談から相続手続完了まで 安心しておまかせください

STEP
1

ご相談の受付

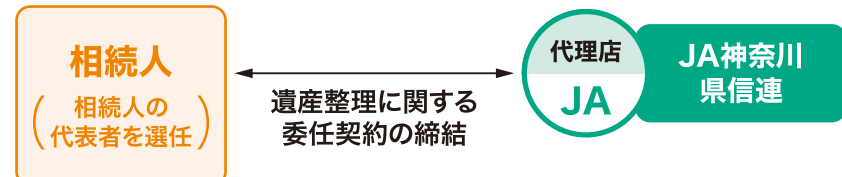
相続人の状況および遺産の概要等を確認させていただき、遺産整理に関する方針についてご相談させていただきます。相続に関するスケジュールや手続の進め方について、アドバイスいたします。



STEP
2

委任のご契約

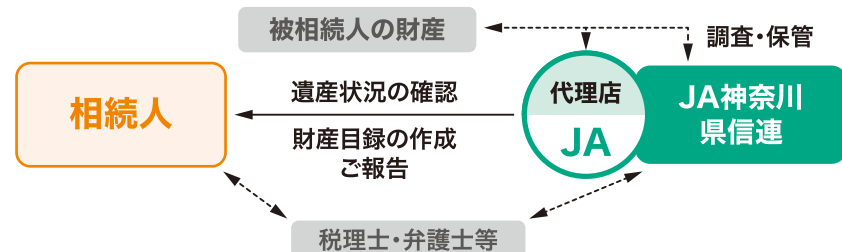
相続人のみなさまとJAの間で、遺産整理に関する委任契約を締結いたします。ご契約の際には、相続人の代表者を決めていただき、JAとの窓口になっていただきます。



STEP
3

財産目録の作成

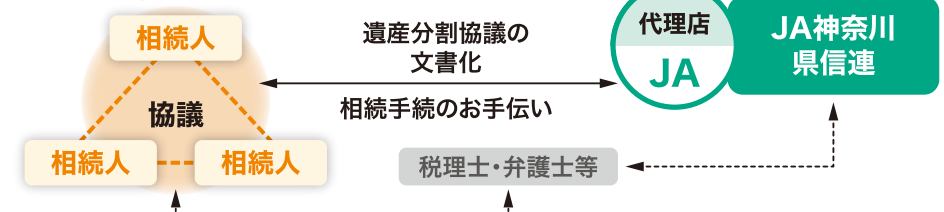
相続人のみなさまからご協力を得て、すべての相続人ならびに遺産の状況を確認させていただき、財産目録を作成いたします。



STEP
4

遺産分割協議書の作成

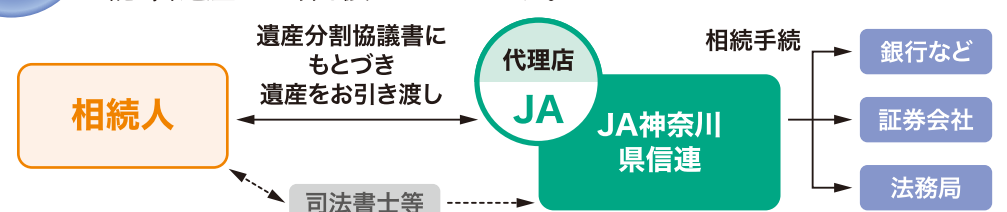
財産目録や財産の評価資料をもとに、相続人のみなさまで遺産の分割協議を行ったうえで、遺産分割協議書を作成していただきます。JAは、その文書化をお手伝いいたします。



STEP
5

遺産分割の手続

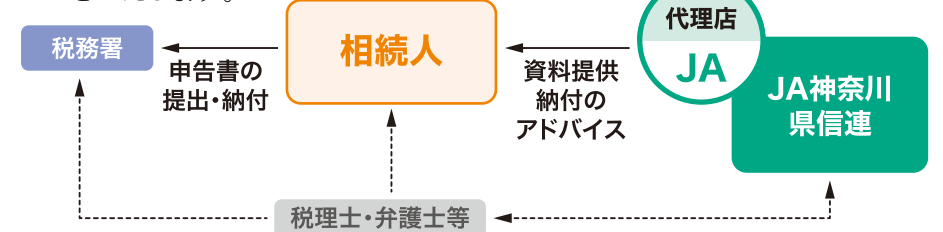
遺産分割協議書にもとづき、預貯金の名義書換や不動産の所有権移転登記等、遺産のお引き渡しをいたします。



STEP
6

相続税などの納付アドバイス

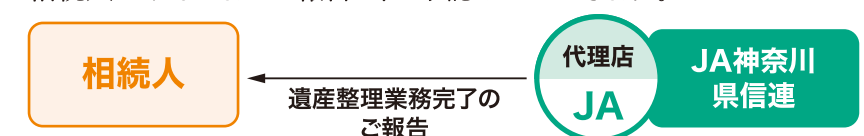
税理士が作成した相続税の申告書をもとに、相続税を納付していただきます。相続人のみなさまには、JAが納税資金のご準備等について適切なアドバイスをいたします。



STEP
7

遺産整理業務完了のご報告

遺産整理業務の完了にともない、遺産整理の完了報告書を作成のうえ、相続人のみなさまにご報告し、ご承認をいただきます。





おもな必要書類

◎遺産分割協議書の書式文例

遺産分割協議書		
被相続人農協太郎(○年○月○日死亡)の遺産について、同人の相続人全員において分割協議を行った結果、次のとおり遺産を分割し取得することに決定した。		
1 相続人農協稲子が取得する遺産		
(1)土地(自宅)		
所在	○○市○○町○○丁目	
地番	○番○	
地目	宅地	
地積	1210m ²	
(2)建物(自宅)		
所在	○○市○○町○○丁目○番地	
家屋番号	○番○	
地目	居宅	
構造	木造瓦葺2階建	
床面積	1階150m ² 2階149m ²	
(3)上記建物内に存する家財一式		
(4)○○農業協同組合○○支店 定期貯金 番号○○ 額面金額2,000万円		
2 相続人農協一郎が取得する遺産		
(1)土地(農地)		
所在	○○市○○町○○丁目	
地番	○番○	
地目	田	
地積	1100m ²	
(2)土地(農地)		
所在	○○市○○町○○丁目	
地番	○番○	
○○農業協同組合○○支店 定期貯金 番号○○ 額面金額1,000万円		
○○銀行○○支店 定期預金 番号○○ 額面金額100万円		
4 相続人田畑康子が取得する遺産		
○○農業協同組合○○支店 定期貯金 番号○○ 額面金額1,000万円		
5 本協議書に記載しない遺産および後日判明した遺産は、相続人農協稲子が取得する。		
6 相続人農協一郎は、被相続人農協太郎の借入金その他の債務および葬儀費用の一切を負担する。		
上記のとおり、相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証明するため本書を作成し署名押印のうえ各自1通を保有する。		
○○年○月○日		
○○県○○市○○町○丁目○番○号	農協 稲子	(実印)
○○県○○市○○町○丁目○番○号	農協 一郎	(実印)
○○県○○市○○町○丁目○番○号	農協 次郎	(実印)
○○県○○市○○町○丁目○番○号	田畑 康子	(実印)

◎おもな必要書類および入手先

区 分		準備していただく書類	交付を受ける機関	
被相続人について		戸籍(除籍)謄本(出生から相続開始まで)	本籍地の市区町村役所(場)	
		認証文付き法定相続情報一覧図の写し	法務局(登記所)	
		住民票の除票	住所地の市区町村役所(場)	
		所得税確定申告書(控)		
		確定申告の財産・債務の明細書		
相続人について		戸籍謄本	本籍地の市区町村役所(場)	
		住民票(本籍地の記載があるもの)	住所地の市区町村役所(場)	
		特別代理人の選任書(未成年者がいる場合)	家庭裁判所	
		成年後見登記事項証明書(成年被後見人がいる場合)	法務局(登記所)	
		身体障害者手帳等(障害者がいる場合)		
相続財産等について	不動産等	固定資産税評価額証明書	所在地の市区町村役所(場)	
		登記簿謄本(土地・建物)	法務局(登記所)	
		公図または測量図	所在地の市区町村役所(場)または法務局	
		土地・家屋の賃貸借契約書		
	預貯金等	預貯金通帳、定期預貯金証書、解約計算書等(写)	取引金融機関	
	有価証券等	株券、割引債、信託証書、国債等またはその預り証、出資証券		
		配当金の支払通知書(保有株数の記載)、株主総会通知等		
	金銭債権 動産等	契約上の権利(契約書他)		
		ゴルフ会員権などの会員証		
		書画、骨董、絵画、貴金属(鑑定書他)の明細		
		生命・建更共済契約(証書他)		
	債務等	金銭消費貸借契約書、請求書等(写)		
		納付書、納税通知書、所得税・消費税の準確定申告書		
		預り金(敷金・保証金他)契約書		
		医療費の領収書等	医師・病院	
	その他	葬儀費用の明細書、領収証、葬儀の諸経費控帳、支払メモ等		
	生前贈与財産について		贈与契約書、贈与税の申告書の控え(相続開始前3年分)	

◎遺產整理手續完了時

遺産整理手数料

遺産整理対象財産額(債務を除く)に下記の率を乗じた額の合計額に1.10を乗じた額(消費税込み)となります。

項 目		組合員区分	
		組合員(正・准)	組合員以外
JA、信連および農林中央金庫の預貯金、投資信託、 国債、地方債、金融債および共済金等に対して		0.24%	0.30%
その他の 財産に対して	5,000万円以下の部分	1.60%	2.00%
	5,000万円超1億円以下の部分	1.20%	1.50%
	1億円超2億円以下の部分	0.80%	1.00%
	2億円超3億円以下の部分	0.64%	0.80%
	3億円超5億円以下の部分	0.48%	0.60%
	5億円超の部分	0.40%	0.50%

- ・遺産整理手数料の最低手数料額は、組合員(正・准)は440,000円(消費税込み)、組合員以外は550,000円(消費税込み)となります。
- ・遺産整理手数料の最高手数料額は、組合員区分にかかわらず5,500,000円(消費税込み)となります。
- ・遺産整理手数料の基準となる財産額は相続税評価額です。
- ・お客さまがご自身でお手続された財産については遺産整理手数料計算の対象外となります。

注) 次の諸費用はお客さまのご負担となります。

- ・戸籍謄本等の取り寄せ費用
- ・不動産相続登記に関する諸費用
- ・預貯金等の残高証明書発行手数料
- ・相続税等の税務申告にかかる税理士報酬 など





代理店

当代理店が行う信託代理業務は契約締結の媒介です。
信連所定の審査があるため、ご希望に添えない場合がございます。

2023年4月1日現在